

平成 24 年 2 月 定例会（第 306 回）
3 月 23 日

[今井光子議員 提案理由](#)

↑（クリックで今井光子議員の提案理由へ移動）

平成二十四年度奈良県一般会計予算修正案を提案

平成二十四年度議案、議第一号、平成二十四年度奈良県一般会計予算に対し、修正の動議

平成24年 2月 定例会（第306回）

平成二十四年

第三百六回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成二十四年三月二十三日（金曜日）午後一時二分開議

出席議員（四十三名）

一番	小林茂樹	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	欠員
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畠 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	森川喜之
一七番	宮本次郎	一八番	山村幸穂
一九番	乾 浩之	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	山本進章
二七番	岩田国夫	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	松尾勇臣	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	藤本昭広	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、平成二十四年度議案、議第一号から議第三十六号、平成二十三年度議案、議第八十三号から議第九十四号、議第九十六号から議第百五号及び報第二十八号並びに請願第二号から請願第五号

一、意見書決議

一、追加議案の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（国中憲治） これより本日の会議を開きます。

○議長（国中憲治） この際、お諮りします。

意見書決議及び追加議案の上程と同採決並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（国中憲治） 次に、平成二十四年度議案、議第一号から議第三十六号、平成二十三年度議案、議第八十三号から議第九十四号、議第九十六号から議第一百五号及び報第二十八号並びに請願第二号から請願第五号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十二番神田加津代議員。

◆二十二番（神田加津代） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月九日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成二十四年度奈良県一般会計予算」、「平成二十四年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十三特別会計予算案及び条例その他の議案並びに「平成二十三年度奈良県一般会計補正予算（第八号、第九号）」、「平成二十三年度奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第一号）」案ほか三特別会計補正予算案及びその他の議案について、議会機能のひとつである審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、六日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。

その経過と結果の概要を申し述べる前に、昨年三月の東日本大震災、そして九月の紀伊半島大水害は、国の将来のあり方にとって大きな転機となりました。

私たちは、未曾有の災害から多くのことを学び、安全で安心して暮らせる国づくり、地域づくりを目指す責務を負っていることをもう一度認識し、復興のお手伝いをしなければなりません。

ここに改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一刻も早い復興を心より願っております。

紀伊半島大水害では、発災直後から知事をはじめ県職員が一丸となって、迅速かつ的確な対応にあたっておられることに敬意を表しますとともに、自衛隊、警察、消防関係職員、国及び他府県関係機関、ボランティアなど多くの方々に多大なご協力をいただいていることに、深く感謝を申し上げます。

それでは、当委員会に付託されました議案の経過と結果の概要につきまして以下申し述べることにいたします。

まず、平成二十四年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十五号並びに平成二十三年度一般会計補正予算案（第八号）、すなわち議第八十三号について申し上げます。

平成二十四年度予算案の基本方針としては、「紀伊半島大水害からの復旧・復興」を最優先課題とするとともに、引き続き「経済活性化」と「くらしの向上」を柱として、「地域産業の支援・創出」、「観光の振興」、「県内消費の拡大と雇用対策の推進」、「農林業の振興」、「健康づくりの推進」、「医療の充実」、「福祉の充実」、「こども・女性支援の充実」、「学びの支援」、「文化の振興」、「安全・安心の確保」、「景観・環境の保全とくらしやすいまちづくり」、及び「中南和・東部地域の振興」という政策課題に重点的に取り組むこととされました。また、これらの施策を支える取組として、「効率的・効果的な基盤整備」、「協働の推進及び市町村の支援」、「組織力の向上と財政の健全化」を進めることとされました。

この方針のもとに編成した平成二十四年度当初予算案の一般会計総額は、四千七百六億八千百万円、昨年度の六月補正後予算に対し、二・二%の減となりました。なお、予算編成にあたっては、国の予算等の積極的な活用を図るとともに、職員定数の削減、歳出事業の無駄の排除など、財政健全化に努められたところですが、紀伊半島大水害からの復旧・復興に多額の経費を要することから、財政調整基金を十億円取り崩すこととされました。また、この当初予算と併せて、国の補正予算の活用等により、一般会計で、百二十億四千四百万円余の二十三年度第八次補正予算を編成し、安全・安心の確保、医療及び雇用の充実、農林業の振興等に役立てることとされました。

また、平成二十四年度の残余の議案、すなわち、議第十六号から議第三十六号、並びに平成二十三年度の議第八十五号から議第九十四号についてであります。これらは主として、予算案に関連して、当面必要とする条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであるとの結論に達しました。

次に、平成二十三年度の残余の議案、すなわち議第九十六号から議第一百五号、及び報第二十八号について申し上げます。

議第九十六号から議第九十八号の一般会計及び特別会計補正予算案については、新南和公立病院体制整備への支援、東日本大震災において災害救助活動を実施した市町村への負担金の交付、市町村の介護保険特別会計への財政支援、ふるさと応援寄附金の増収に伴うふるさと応援基金への積み立てのほか、諸般の事情により必要と認められる経費の増額補正及び事業の年度内の執行を見通した減額補正措置であります。また、これにより生じた不用額を紀伊半島大水害からの復旧・復興等に要する経費の財源として活用することとし、既に予算計上されている財政調整基金の取り崩し額の一部を抑制されました。

議第九十九号から議第百五号、及び報第二十八号は、「障害者施策推進協議会条例」などの条例改正案及び請負契約の変更など、いずれも適切な措置であるとの結論を得たところであります。

次に採決の結果を申し上げます。

平成二十四年度議案、議第一号、議第十六号から議第十八号、並びに平成二十三年度議案、議第八十五号については、賛成多数をもって、また、残余の議案、すなわち平成二十四年度議案、議第二号から議第十五号、議第十九号から議第三十六号、並びに平成二十三年度議案、議第八十三号、議第八十四号、議第八十六号から議第九十四号、議第九十六号から議第百五号については、全会一致をもって、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十三年度議案、報第二十八号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、理事者の答弁により概ね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとしました。

なお、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

- 一 県民の安全・安心を守るため、県の強いリーダーシップにより、脱退した二市を除く県内十一消防本部による広域化の実現に向けて取り組まれないこと。
- 一 被災者等の生活や被災産業の復興を支援するふるさと復興協力隊員については、派遣期間終了後も現地で継続して活動できる仕組みづくりに努められたいこと。
- 一 文化会館・美術館の一体的整備基本構想の策定にあたっては、奈良公園のゲートウェイとしてふさわしい文化芸術ゾーンとするよう努められたいこと。
- 一 修学旅行の誘致にあたっては、観光資源である歴史を有効活用した奈良でしか味わえない体験型学習を取り入れた商品を開発するとともに、効果的なガイドブック等の作成に努められたいこと。
- 一 介護職員等によるたん吸引等の実施については、事業者だけでなく利用者や家族にも十分な周知を図り、新たな制度が円滑に運営されるよう取り組まれないこと。
- 一 新生児の難聴は、言葉の発達の遅れなど、社会性を育むことができなくなることから、新生児聴覚スクリーニング検査の体制を整備するとともに、その普及啓発に努められたいこと。
- 一 ニーズに即した魅力ある商店街づくりに向け、それぞれの商店街の実態を踏まえ、課題に応じた支援策に取り組まれないこと。
- 一 取引量の減少や施設の老朽化等の課題を抱える中央卸売市場については、県がリーダーシップを発揮し、改革に取り組まれないこと。

- 一 林業・木材産業の振興のため、本県の特性を生かした森林づくりを進めるとともに、公共建築物の木造・木質化の推進にも努められたいこと。
- 一 農業用井堰の長寿命化対策や改修等について、地元負担の軽減に向けた方策を検討されたいこと。
- 一 紀伊半島大水害の被災者が、不安を感じることなく住み慣れた地域での生活に戻れるよう、土砂災害対策を進められたいこと。
- 一 新たな補助制度による地域のバス交通対策については、地域の取組との連携に努められたいこと。
- 一 増加傾向にある空き家については、住環境や景観を悪化させるだけでなく、住宅地の価値を損なう可能性もあることから、引き続き空き家の利活用について検討されたいこと。
- 一 国営平城宮跡歴史公園については、貴重な歴史・文化遺産としての価値を活かし、観光地奈良のゲートウェイとして県民に親しまれるよう、整備の促進と幅広い利活用に取り組みられたいこと。
- 一 山積する教育課題に対応するため、活発な議論を行うなど教育委員会の活性化に取り組みられたいこと。
- 一 地域の特性を生かしたコース設置による特色ある学校づくりや併設型中高一貫教育など、奈良の実情に応じた「教育の奈良モデル」の推進に取り組みられたいこと。

以上、要望するものであり、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、所管の常任委員会に付託しました請願並びに去る十一月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一二十一番中野雅史議員。

◆二十一番（中野雅史） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る三月五日の本会議におきまして総務警察委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月五日に委員会を開催し、付託されました請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、請願第三号「行政委員の報酬額の見直しに関する請願書」につきましては、賛成多数をもちまして、継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番（高柳忠夫） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る三月五日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月六日に委員会を開催し、付託されました請願三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、まず請願第二号「身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度難聴児への補聴器購入費用の公的助成を求める請願書」及び請願第五号「奈良県における周産期・新生児搬送ドクターカーの早期導入および周産期医療体制の体制強化を求める請願書」につきましては、全会一致をもちまして、それぞれ採択することに決しました。また、請願第四号「奈良県臓器バンク予算及び体制並びに奈良県移植コーディネーターの処遇改善に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして、趣旨及び理由の二及び四を採択することに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一三番大国正博議員。

◆三番（大国正博） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――六番尾崎充典議員。

◆六番（尾崎充典） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（国中憲治） 次に、二十九番今井光子議員ほか四名から、平成二十四年度議案、議第一号、平成二十四年度奈良県一般会計予算に対し、修正の動議が提出されましたので、これを議題とします。

修正案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

二十九番今井光子議員に、提案理由の説明を求めます。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） （登壇）平成二十四年度奈良県一般会計予算修正案を提案いたします。

東日本大震災以後、雇用と景気の悪化が続き、暮らしが大変になる中で不要不急の事業を見直し、暮らし応援の組みかえを提案させていただきます。

内訳につきましては、別紙資料をごらんください。

子育て世代の切実な願いにこたえるため、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を現行の小学校入学前から小学校卒業までに拡大するため、十三億円を増額することといたします。また、奈良の住まいリニューアル事業、住宅リフォーム助成制度のうち、特に利用が多く経済効果が大きいと認められる一般助成を継続するための予算一億円を計上します。さらに、後期高齢者医療制度の保険料負担を一人年間二千万円軽減するため、三億二千万円余の助成事業費など、合わせて十七億二千万円余の組みかえ提案でございます。

そのための財源は、不要不急の大型事業を見直し、議員歳費の三割削減、東アジア連携事業や利用実績が少ない、経済効果が薄い企業立地推進費などを見直すことで捻出をいたします。

主なものは次のとおりです。

歳入におきましては、国庫支出金二億九千二百七十六万八千円の減額、繰入金四百七十一万五千元減額、県債費二億二千九百四十万円を減額します。

歳出では、議会費では、議員報酬の三割カットで一億六千二百四十六万四千円の減額です。

総務費では、東アジア関連事業費、国民保護法体制整備推進事業など三億九千四十五万九千円の減額です。

地域振興費では、五百四十二万七千円を減額します。

市町村税収強化事業は、滞納世帯の相談、支援強化の立場で再検討する必要がある、百四十八万六千円の削除。

国際会議等、誘致促進事業は県民の意見を反映した内容に改めるべきで、三百九十四万一千円削除します。

健康福祉費は、十六億二千三百九十四万六千円を増額します。

乳幼児医療費補助事業は、若い世代の子育て支援する観点から、小学校卒業するまでに拡大し、十三億円を増額、十九億九千三百万円を計上します。

後期高齢者保険料負担軽減補助事業については、保険料を加入者一人当たり二千円引き下げるため、三億二千三百九十四万六千円を増額し、三億三千二百九十四万六千円を計上します。

くらし創造費では、人権擁護の施策としては適当ではないため二千七百二十三万円を削除します。

産業振興費九億二千四百九十万八千円を減額します。

戦略的企業誘致事業及び企業立地促進補助事業は、前年度六億円もの予算が使われず、中小企業を応援することこそ経済の活性化につながると考え、九億二千四百九十万八千円を削除します。

土木費六億一千六百九十三万八千円を減額します。

一つは、リニア中央新幹線調査検討事業及びリニア中央新幹線建設推進事業、関西国際空港利用促進事業は事業自体に必要性がないため八百八十五万円全額削除します。

公共事業アクセス環境整備事業は、近鉄奈良駅行基広場に大屋根を設置するもので、県民の中に反対の声が強くなり、設置する必要性がないため二億三千三百十万円全額削除します。

京奈和自動車道路促進対策及び東海・南海連絡道推進事業については、必要性が認められないため百四十四万八千円削除します。

平城宮跡周辺地域における街路渋滞対策検討事業は、生活道路の廃止や近鉄線地下化など緊急性が認められず、事業そのものを見直す必要があり一千五百万円全額削除します。

奈良公園魅力向上事業及び奈良公園整備事業は、公園のあり方について県民的な議論が必要であり、再考が必要なため四億五千八百五十四万円削除します。

奈良の住まいリニューアル事業は、前年度地元業者に三十一億円もの大きな経済効果があった一般助成事業を継続するため一億円を増額し、一億二千七百三万八千円を計上します。

教育費は二千三百四十万円を減額します。

地域教育力サミット開催事業は、財界代表や市町村長の代表など、教育内容に介入するおそれがあることから百七十万円削除します。

人権教育資料作成事業及び人権教育推進事業については、差別の解消に役立たず、人権教育にふさわしくないため一千六百六十一万五千円を削除します。

学校教育アドバイザーチーム運営事業は、固定的な指導方針を教育現場に押しつけるものになっており、教育現場の困難解消に役立たないため五百八万八千円を削除します。

以上、提案とさせていただきます。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国中憲治） お諮りします。

本修正案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより、平成二十四年度議案、議第一号に対する今井光子議員ほか四名から提出されました修正の動議について、起立により採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、三十六番新谷紘一議員に発言を許します。一一三十六番新谷紘一議員。

◆三十六番（新谷紘一） （登壇）議長のお許しを得ましたので、自由民主党を代表いたしまして、全議案に賛成の立場から討論を行います。

今定例会に提出されました、平成二十四年度一般会計及び特別会計予算案並びに平成二十三年度一般会計補正予算案は、紀伊半島大水害からの復旧・復興を最優先課題とするとともに、引き続き経済活性化とくらしの向上を柱として厳しい財政状況の中、国の予算等を積極的に活用し、職員定数の削減、歳出事業の無駄の排除などの取り組みと合わせ、必要性や緊急性に照らし真に必要な予算となっている。

特に紀伊半島大水害からの復旧・復興においては、安全で安心な生活を一日も早く取り戻すべく生活に密着した公共施設等の復旧や生業、産業支援、さらに土砂ダム等の恒久対策、情報ネットワークの構築などの災害に強いインフラづくりに取り組むなど、被災地復旧と合わせて県南部地域が元気になるよう、幅広く取り組まれているところである。

さらに、激甚災害の指定を受け、国の強力な支援のもと、平成二十六年までを集中復旧・復興の期間として専任の副知事を置くなど、推進体制の強化を図られ取り組まれていることは大いに評価しているところであり、期待を裏切らないよう頑張ってください。

また、県政が直面している各種の政策課題に重点的に取り組むこととし、経済活性化に向けては地域産業の支援、創出、観光の振興、県内消費の拡大と雇用対策の推進など、また、くらしの向上に向けては健康づくりの推進、医療や福祉の充実、子ども、女性支援の

充実、文化の振興、中南和・東部地域の振興などの均衡ある県土の発展に積極的に取り組むこととしている。

なお、これらの施策を支える取り組みとして、効率的、効果的な基盤整備、協働の推進及び市町村の支援、組織力の向上と財政の健全化に努めるなど、必要な施策の積極的な実現とともに持続可能な財政運営にも努力されており、執行に当たっては引き続き行財政改革に取り組み、限られた予算で最大限の効果が得られるよう取り組まれることを要望して、これら議案に賛成するものであります。

残余の議案につきましても、予算案に関連して当面必要とされる条例の制定及び改正案、請負契約の締結などであり、いずれも適切なものであります。

以上のことから自由民主党といたしましては、今定例会に提出されました全議案について賛成の意を表明いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（国中憲治） 次に、二十八番高柳忠夫議員に発言を許します。――二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番（高柳忠夫）（登壇）議第一号、平成二十四年度奈良県一般会計予算に対しまして、民主党を代表して反対討論を行います。

三月十一日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故で我が国の状況は一変しました。三・一一を契機に私たちが気づいてきた価値観やライフスタイルの見直しが否応なく求められています。国のあり方が問われているときに、県としてもエネルギー政策について考え方を基礎から組み立てる必要があると考えます。エネルギービジョンの策定は、県の施策の中心になる重要な計画です。しかし、その策定メンバーはエネルギー産業の企業や大手製造企業、工業会、商工会などの関係者ばかりです。再生可能エネルギー普及の主役である県民をメンバーに入れずして何を策定するのですか。再生可能エネルギーが発展していくために、どのような政策や制度が必要なのかを県民も参加して論議を深める必要があると考えます。

東アジア連携事業への知事の思い入れは非常に強いものがあるようですが、理解できません。東アジア地方政府会合の事業費は二〇〇九年の提唱者会合で七千六百万円、二〇一〇年の第一回会合で一億二千四百万円、二〇一一年の第二回会合で一億五千万円、さらに二〇一二年度では一億八千四百万円もの予算を計上しています。財政が逼迫している時期に、東アジア連携推進事業費は既に県の単独予算で十億円を超え、今予算においても三億八千万円弱を計上しています。開催地は二〇一三年までは奈良県で、それ以降の開催を引き受ける自治体はまだ決まっていないということです。

東アジア地方政府会合奈良憲章や共同声明には、非常に崇高な理念と地方政府が果たす役割が明記されていますが、どう考えても会合の成果が見えてきません。

例えば、憲章目的に地方政府会合の議論を通じて、参加者が地域の課題を解決する行政能力を向上させることとありますが、行政能力の向上に奈良県としての具体的な成果が見出し得ません。

また、第二回の共同声明では、地域課題の解消に向けては地方政府のみならず、住民、非政府団体を含む幅広い地域構成主体の参画が不可欠であり、地方政府はそのためのイニシアチブを発揮すべきであることと書かれていますが、NGOやNPOとの具体的な協働が見えてきません。官ばかりが目立ちます。

これだけの多額の金を使っているにもかかわらず、多くの県民の皆さんには東アジア連携事業が理解されているとは思えません。県民の意識と大きく乖離していると考えます。

さらに、事業の多くは随意契約やプロポーザルという随意契約で事業者を選んでいます。多額の事業をそれも知事が力を入れているこれらの事業の初年度の契約は随意契約であり、来年度予算も随意契約やプロポーザルの随意契約でしか事業者を選ぶことができないということは異常です。透明性、公平性を明確にできない事業は中止する必要があります。

知事は、政権与党の外交政策を引き合いに出し東アジア地域との交流を是とする発言をされますが、基本的な認識のずれを感じます。私は華々しく東アジア地域との交流をする前に、足元の国際化をしっかり進めるべきと考えています。

民主党は、今までの予算には少々問題があっても賛成をしてきましたが、今回は重要な二点、エネルギービジョン策定に県民参加と再生可能エネルギー確立のための県民論議の必要性と、東アジア関連予算の問題を指摘し、議第一号、平成二十四年度奈良県一般会計予算には反対します。

以上です。

○議長（国中憲治） 次に、三十九番小泉米造議員に発言を許します。一一三十九番小泉米造議員。

◆三十九番（小泉米造） （登壇）議長のお許しを得ましたので、自由民主党改革を代表して、今定例県議会に提出され、予算審査特別委員会に付託されました全議案に賛成する立場から討論を行います。

今回、予算審査特別委員会に付託された議案は、平成二十四年度当初予算案をはじめ、条例の制定及び改正、契約等に係る議案、また、国の補正予算等の積極的な活用を図るための平成二十三年度補正予算案など、多岐にわたっておりますが、いずれも必要性や緊急性があり、その内容も適切と認められるので全議案について賛成をいたします。

特に、議第一号の平成二十四年度当初予算においては、昨年九月に発生した紀伊半島大水害からの復旧・復興を最優先の課題とし、単なる復旧にとどまらず、被災地域がこれまで以上に元気になるようさまざまな復興の取り組みが措置されました。この予算が速やかに施行され、甚大な被害に見舞われた県南部地域の一日も早い復旧・復興が図られることを期待するものであります。

また、引き続き、県経済の活性化と県民のくらしの向上に向け、諸課題に積極的に対応されております。奈良の歴史の国際性という他の地域にはない特徴を生かし、東アジア諸国との交流等を通じて、これを県政の発展につなげようとする東アジア連携事業は、本県として推進すべき取り組みであります。

このほか、記紀万葉プロジェクトをはじめとする奈良の強みを生かした取り組みや、医療、雇用、消費などのこれまでの弱点を克服しようとする取り組みなど、効果的な施策が多数計上されております。

なお、今回提出された当初予算などの実行に当たりましては、きめ細かな対応を心がけられ、最大限の効果を引き出すよう重ねて要望しておきます。

以上、委員長報告どおり予算審査特別委員会に付託された全議案について、自由民主党改革として賛成するものであります。

○議長（國中憲治） 次に、九番小林照代議員に発言を許します。――九番小林照代議員。

◆九番（小林照代） （登壇）日本共産党を代表いたしまして討論を行います。

まず、平成二十四年度議案の議第一号、平成二十四年度奈良県一般会計予算案についてです。

長引く経済不況のもと、相次ぐ失業と倒産、貧困と格差の広がりはとどまることなく深刻です。新年度予算の編成に当たっては、何よりもこうした県民の痛みを心に寄せ、県民の暮らしを守り、福祉増進に資することが求められています。二年ごとの改定で大幅な引き上げとなる後期高齢者医療の保険料の抑制を行い、子どもの医療費助成制度の対象年齢を拡大するなど、とりわけ厳しい経済状況に置かれている高齢者や若い世代への医療費助成は拡充すべきであり、県民の理解が得がたい東アジア連携事業などは見直すべきです。また、台風十二号災害の復興へ生業支援を急ぐべきです。

経済施策では、利用実績の乏しい企業立地補助金は見直しを行い、商店街活性化、中小企業の振興や地場産業支援、経済効果の高いリフォーム助成の継続、地域資源を生かした内発的な企業立地などに軸足を置いた経済施策へ改めるべきです。

また、見通しのないリニア中央新幹線推進事業や京奈和自動車道、大和北道路の高架区間の建設、高級ホテル誘致や県民合意が得られていない近鉄行基広場の大屋根建設などに膨大な税金をつぎ込むべきではありません。

こうした観点から、新年度予算案には同意できず、議第一号には反対いたします。

議第十六号、職員定数条例につきましては、職員数は実質増となりますが、ただでさえ福祉分野の人手不足が深刻なときに知事部局の定数を削減するものであり、非正規の教師が急増していることが全国的に問題になっている中、本県の定数内講師の解消は遅々として進まず賛同できません。

議第十七号、職員の給与条例は特別職の給与カット、一般職員の給与カットをするものであり、一般職員の給与カット継続には同意できませんので反対いたします。

議第十八号、手数料条例につきましては、介護保険事業者に負担となる喀痰吸引等の登録特定行為事業者、登録申請手数料の新設、保健環境研究センターにおける職員の安全のための検査手数料を引き上げるものであり、認められません。

議第八十五号、県税条例については震災復興のための減税も含まれていますが、一方で庶民増税が導入されています。税制の基本は負担能力に応じた応能負担であり、一律に同額を課する増税はこの原則に反するものであり同意できません。

以上、五議案に反対をいたします。残余の議案につきましては、賛成いたします。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（国中憲治） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成二十四年度議案、議第一号について起立により採決します。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって平成二十四年度議案、議第一号は原案どおり可決されました。

次に、平成二十四年度議案、議第十六号から議第十八号並びに平成二十三年議案、議第八十五号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案四件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、請願第三号について、起立により採決します。

請願第三号については、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第三号については、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十四年議案、議第二号から議第十五号、議第十九号から議第三十六号並びに平成二十三年議案、議第八十三号、議第八十四号、議第八十六号から議第九十四号、議第九十六号から議第一百五号及び報第二十八号については、予算審査特別委員長報告どおり、

請願第二号、請願第四号及び請願第五号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長(国中憲治) 次に、二十三番安井宏一議員より、意見書第一号、年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、安井宏一議員に趣旨弁明を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番(安井宏一) (登壇) 意見書第一号、年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第一号

年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書(案)

政府は税と社会保障の一体改革に強い意欲を示しているが、肝心の年金制度の抜本改革については、全体像が示されていない。その中でも最低保障年金に必要な財源や、年金一元化に向けた具体的な制度設計は全く明らかになっていない。政府の税と社会保障一体改革素案では平成二十五年の通常国会に法案を提出するとしているが、全く内容が不透明なままでは来年の通常国会に提出される見通しが立たず、「新たな年金制度創設のための法律を平成二十五年までに成立させる」目途も立っていない状態となっている。

平成二十三年三月に民主党内で最低保障年金創設に向けて行った試算では「新たに消費税率七.一パーセントの増税が必要」との結論が出たと報道されているが、その試算は公表されていない。

国におかれては、年金制度抜本改革の試算を早期に公表し、全体像を明らかにするよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(国中憲治) 十二番岡史朗議員。

◆十二番(岡史朗) ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第一号、年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書(案)に賛成いたします。

○議長(国中憲治) 二十五番荻田義雄議員。

◆二十五番(荻田義雄) ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第一号案文に賛成をいたします。

○議長(国中憲治) ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、二十三番安井宏一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、四十一番藤本昭広議員より、意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、藤本昭広議員に趣旨弁明を求めます。――四十一番藤本昭広議員。

◆四十一番（藤本昭広）（登壇）意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第二号

障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書（案）

平成十八年四月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活するための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行された。しかし、障害者の所得保障制度の未整備等により、「障害者の自立」という法の趣旨の根本的達成には至っていないなどの問題点が指摘されてきたところである。

一方、国連では平成十八年十二月に障害者権利条約が採択され、既に百カ国以上が批准を終えているが、我が国では国内法が未整備のため、批准に至っていない。

これらの課題を受けて、障害者制度の集中的な改革及び、共生社会の実現に向け、これまで障害者福祉サービスの対象外だった難病患者への適用拡大なども視野に入れた障害者福祉にかかる新法の早期制定を速やかに実現し、障害者自立支援法の改正を実施する必要がある。

よって、国におかれては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源に十分に配慮した上で、障害者福祉にかかる新法を早期に成立、施行させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ただいま藤本昭広議員から提案されました意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 三十番和田恵治議員。

◆三十番（和田恵治） ただいま藤本昭広議員から提案されました意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、四十一番藤本昭広議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、十七番宮本次郎議員より、意見書第三号、慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、宮本次郎議員に趣旨弁明を求めます。――十七番宮本次郎議員。

◆十七番（宮本次郎） （登壇）意見書第三号、慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

△意見書第三号

慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書（案）

慢性疲労症候群は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、脱力感、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたり、健全な社会生活が送れなくなるという疾患である。米国疾病対策センターにより一九八八年に提唱された比較的新しい疾患概念であり、今なお原因が特定されておらず、治療法も確立されていない。

日本においては、一九九九年、二〇〇四年の疫学調査により、慢性疲労症候群患者が労働人口のうち二十四万人いると推定されている。苦痛を伴いながらも何とか仕事を続けることができる患者もいるが、症状が重く寝たきりに近い患者も多い。

また、職を失うほど深刻な疾患でありながら、原因が解明されていないために、詐病の扱いを受けるなど、偏見や無理解に苦しんできている。さらに、障害認定が受けられずに、介護や就労支援等が必要にもかかわらず福祉制度の谷間におかれ、必要な福祉サービスを受けられない患者がいるのが現状である。

よつて、国におかれては、次の項目について早急実現を図るよう強く要望する。

一 厚生労働省に慢性疲労症候群専門の研究班を設置し、重症患者の実態を調査し病気の原因を研究すること。

二 慢性疲労症候群の実態を医療関係者や国民に周知するとともに、患者が診察及び治療を受けられる環境を整えること。

三 障害者手帳がなく制度の狭間におかれた慢性疲労症候群の患者が、日常生活や社会生活に制限を受けている場合には、介護・就労支援等が受けられるよう法整備等を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国中憲治） 二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第三号、慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書(案)に賛成します。

○議長（国中憲治） 二十七番岩田国夫議員。

◆二十七番（岩田国夫） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第三号、慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書(案)に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、十七番宮本次郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、十三番畠真夕美議員より、意見書第四号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――十三番畠真夕美議員。

◆十三番（畠真夕美） （登壇）意見書第四号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第四号

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし現在の我が国は、年間自殺者が三万人にも上り、三百二十万人を超える方々、つまり国民の四十人に一人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にある。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえる。

しかし日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではない。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標（障害調整生命年〈DALY〉: disability adjusted life years）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえる（WHOの「命と生活障害の総合指標」による）。

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、国におかれては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（国中憲治） 二十八番高柳忠夫議員。

◆二十八番（高柳忠夫） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第四号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 三十一番松尾勇臣議員。

◆三十一番（松尾勇臣） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第四号、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、十三番畠真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、二十六番山本進章議員より、意見書第五号、消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、山本進章議員に趣旨弁明を求めます。――二十六番山本進章議員。

◆二十六番（山本進章）（登壇）意見書第五号、消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第五号

消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書（案）

全国の消費生活相談の件数は、平成二十二年度で約八十九万件と依然として高い水準が続いている。県内においては、同年度で約四千五百件の相談が寄せられており、これらの消費者被害は被害金額が少額から高額のものまであり、高齢者と若年者に被害が発生する傾向がある。

一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・労力を要するところから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣位にある消費者は、被害回復のための行動をとることが困難である。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、できる限り消費者の請求権を束ねて訴訟追行ができるようにすることを企図し、現在、消費者庁において、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の案が準備されている。

この制度案は、被害者である消費者が事業者の法的責任が確定した段階で特定適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも、現行制度より負担が低減される画期的な制度である。また、事業者にとっても、多数の消費者との間の紛争を効率的に解決できるメリットがある。

これまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めていたが、損害金等の請求権を認めていなかった。そのため、消費者被害の未然防止、拡大防止の効果は発揮されていたものの、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題を有していた。その課題に応える点からも、この制度案は評価できるものである。

よって、国におかれては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則六項の趣旨にのっとり、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成二十四年通常国会の審議、議決を経て、早期にその創設を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（国中憲治） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） ただいま山本進章議員から提案されました意見書第五号、消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） 十五番森山賀文議員。

◆十五番（森山賀文） ただいま山本進章議員から提案されました意見書第五号、消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、二十六番山本進章議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（国中憲治） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第二百二号

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会議長 国中憲治殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第三十八号 副知事の選任について

以上のとおり提出します。

△議第三十八号

副知事の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十二条の規定により、下記の者を副知事に選任したいので、その同意を求める。

平成二十四年三月二十三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

奥田喜則

杉田憲英

○議長（国中憲治） 次に、平成二十四年度議案、議第三十八号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

平成二十四年度議案、議第三十八号、「副知事の選任について」お諮りします。

本案については、起立により採決します。

原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（国中憲治） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました奥田喜則副知事のごあいさつがあります。

◎副知事（奥田喜則） ただいまは、選任のご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

この上は、微力ながら奈良県政発展のために全力を尽くしてまいりたいと存じます。

今後とも、先生方のご指導とご鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（国中憲治） 次に、同じく副知事の選任同意を与えました杉田憲英総務部長のごあいさつがあります。

◎総務部長（杉田憲英） ただいま選任同意をいただきました。誠にありがとうございました。

この上は、奈良県政発展のため一生懸命頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。

今後とも、議会の先生方のより一層のご指導、ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（国中憲治） 次に、二十九番浅川清仁議員ほか八名から、平成二十四年度議案、議第三十九号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例」の議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成二十四年度議案、議第三十九号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（国中憲治） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成二十四年三月二十三日

次のとおり議員を派遣します。

第六十三回全国植樹祭

(一) 目的

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深める

(二) 場所

山口県山口市 きらら浜

(三) 期間

平成二十四年五月二十六日（土）～五月二十七日（日）までの二日間

(四) 参加者

大国正博

○議長（国中憲治） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除きすべて議了しました。

よって本日の会議を閉じます。

○議長（国中憲治） これをもって、平成二十四年二月第三百六回奈良県議会定例会を閉会いたします。

△閉会式

○議長（国中憲治） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

二月二十八日の開会以来、本日まで議員各位におかれましては平成二十四年度予算をはじめとする多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始熱心に調査、審査をいただき、継続審査となりました請願一件を除き、議案はすべてこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠に同慶にたえません。これもひとえに議員各位のご協力の賜物と心から感謝を申し上げる次第であります。

また、知事はじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重していただき、今後の県政の執行に十分反映されますよう望むものであります。

さて、新年度を間近に控え、皆様におかれましては公私ともにご多忙のことと存じますが、時節柄どうぞ健康に十分ご留意をいただき、県政発展のため一層ご活躍賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、報道関係各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。どうもご苦労さんでした。ありがとうございます。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案した各議案につきましては、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決、または承認していただき誠にありがとうございました。

本会議並びに予算審査特別委員会をはじめ、各委員会の審議の過程でいただいたご意見、提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも県政発展のため一層ご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時二十分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	國中憲治
同 副議長	浅川清仁
署名議員	畠 真夕美
署名議員	森山賀文
署名議員	森川喜之